

静岡県教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県条例第10号

静岡県教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

静岡県教職員の給与に関する条例（昭和31年静岡県条例第52号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(初任給、昇格及び昇給の基準)	(初任給、昇格及び昇給の基準)
第6条 (略)	第6条 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
5 <u>55歳を超える職員</u> の第3項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における <u>その者の勤務成績が極めて良好又は特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</u>	5 <u>次の各号に掲げる職員</u> の第3項の規定による昇給は、 <u>当該各号に掲げる職員の区分に応じ同項前段に規定する期間における当該職員</u> の勤務成績が極めて良好又は特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。 (1) <u>55歳を超える職員（次号に掲げる職員を除く。）</u> (2) <u>職務の級が職員の給与に関する条例（昭和28年静岡県条例第31号）第4条第1項第1号に掲げる行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）の8級以上に相当するものとして人事委員会規則で定める職員</u>
6～8 (略)	6～8 (略)
(扶養手当)	(扶養手当)
第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、 <u>次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、職務の級が職員の給与に関する条例（昭和28年静岡県条例第31号）第4条第1項第1号に掲げる行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）の9級</u>	第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、 <u>次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（第3項において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、職務の級が行政職給料表の9級以上に相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては、支給しない。</u>

以上に相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行政職9級以上相当職員」という。）に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2)～(6) (略)

3 扶養手当の月額を、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（職務の級が行政職給料表の8級に相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行政職8級相当職員」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき12,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、6,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第11条 新たに職員となつた者に扶養親族（行政職9級以上相当職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政職9級以上相当職員から行政職9級以上相当職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、そ

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1)～(5) (略)

3 扶養手当の月額を、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき14,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（職務の級が行政職給料表の8級に相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、3,500円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、6,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第11条 削除

の職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（行政職9級以上相当職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び行政職9級以上相当職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族（行政職9級以上相当職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となつた日、行政職9級以上相当職員から行政職9級以上相当職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級以上相当職員以外の職員となつた日、職員に扶養親族（行政職9級以上相当職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、行政職9級以上相当職員以外の職員から行政職9級以上相当職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に

係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級以上相当職員となつた日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政職9級以上相当職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行はれたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政職9級以上相当職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある行政職9級以上相当職員が行政職9級以上相当職員以外の職員となつた場

合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行政職8級相当職員が行政職8級相当職員及び行政職9級以上相当職員以外の職員となつた場合

(5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行政職9級以上相当職員以外のものが行政職9級以上相当職員となつた場合

(6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行政職8級相当職員及び行政職9級以上相当職員以外のものが行政職8級相当職員となつた場合

(7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

(地域手当)

第11条の2 (略)

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)・(2) (略)

(3) 3級地 100分の15

(4) 4級地 100分の12

(5) 5級地 100分の10

(6) 6級地 100分の6

(7) 7級地 100分の3

3 (略)

第11条の3 前条第1項の人事委員会規則で定める地域若しくは公署に在勤する職員がその

(地域手当)

第11条の2 (略)

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)・(2) (略)

(3) 3級地 100分の12

(4) 4級地 100分の8

(5) 5級地 100分の4

3 (略)

第11条の3 前条第1項の人事委員会規則で定める地域若しくは公署に在勤する職員がその

在勤する地域若しくは公署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する公署が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は公署に引き続き6か月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限る。）において、当該異動若しくは移転（以下「異動等」という。）の直後に在勤する地域若しくは公署に係る地域手当の支給割合（同条第2項各号に定める割合をいう。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域若しくは公署に係る地域手当の支給割合（同条第2項各号に定める割合をいい、人事委員会規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域若しくは公署が同条第1項の人事委員会規則で定める地域若しくは公署に該当しないこととなるときは、当該職員には、同条の規定にかかわらず、当該異動等の日から1年を経過するまでの間、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあっては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合）を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から1年を経過するまでの間にさらに在勤する地域又は公署を異にして異動した場合その他人事委員会の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、人事委員会の定めるところによる。

在勤する地域若しくは公署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する公署が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は公署に引き続き6か月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限る。）において、当該異動若しくは移転（以下「異動等」という。）の直後に在勤する地域若しくは公署に係る地域手当の支給割合（同条第2項各号に定める割合をいう。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域若しくは公署に係る地域手当の支給割合（同条第2項各号に定める割合をいい、人事委員会規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域若しくは公署が同条第1項の人事委員会規則で定める地域若しくは公署に該当しないこととなるときは、当該職員には、同条の規定にかかわらず、当該異動等の日から1年を経過するまでの間、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動等の後に前条第3項の人事委員会規則で定める級地の変更により当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合を超えた場合にあっては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合）を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から1年を経過するまでの間に更に在勤する地域又は公署を異にして異動した場合その他人事委員会の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、人事委員会の定めるところによる。

2 職員以外の地方公務員、国家公務員又は人事委員会規則で定める者に使用される者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、前条第2項第1号の1級地に係る地域及び公署以外の地域又は公署に勤務することとなつた場合において、任用の事情、当該在勤することとなつた日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。

(住居手当)

第11条の4 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) (略)
- (2) 第12条の5第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（県が設置する公舎その他人事委員会規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの

2・3 (略)

(通勤手当)

第12条 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通

2 職員以外の地方公務員、国家公務員若しくは人事委員会規則で定める者に使用される者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつた者又は前項に規定する異動等に準ずるものとして人事委員会規則で定めるものがあつた者が、前条第2項第1号の1級地に係る地域及び公署以外の地域又は公署に勤務することとなつた場合において、任用の事情、当該在勤することとなつた日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。

(住居手当)

第11条の4 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) (略)
- (2) 第12条の5第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)が居住するための住宅（県が設置する公舎その他人事委員会規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの

2・3 (略)

(通勤手当)

第12条 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通

勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が80,000円を超えるときは、支給単位期間につき、80,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が80,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、80,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

- (2) 前項第2号に掲げる職員（次号に掲げる職員を除く。） 次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、同表の中欄に定める額（その使用する自動車等が原動機付きのもので、かつ、その使用距離が片道4キロメートル以上である職員にあつては、当該額に、同表の右欄に定める額を加算した額（その額が80,000円を超えるときは、80,000円））

(表略)

- (3) 前項第2号に掲げる職員のうち、自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員であつて、駐車場（人事委員会規則で定めるものに限る。以下同じ。）を利用し、当該駐車場の利用に係る駐車料金（以下「駐車料金」という。）を負担することを常例とする職員 前号に定める額及び1か月当たりの駐車料金の額に相当する額（以下「1か月当たりの駐車料金相当額」という。）の合計額（その額が80,000円を超えるときは、80,000円）

- (4) 前項第3号に掲げる職員（次号及び第6

勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が150,000円を超えるときは、支給単位期間につき、150,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が150,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

- (2) 前項第2号に掲げる職員（次号に掲げる職員を除く。） 次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、同表の中欄に定める額（その使用する自動車等が原動機付きのもので、かつ、その使用距離が片道4キロメートル以上である職員にあつては、当該額に、同表の右欄に定める額を加算した額（その額が150,000円を超えるときは、150,000円））

(表略)

- (3) 前項第2号に掲げる職員のうち、自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員であつて、駐車場（人事委員会規則で定めるものに限る。以下同じ。）を利用し、当該駐車場の利用に係る駐車料金（以下「駐車料金」という。）を負担することを常例とする職員 前号に定める額及び1か月当たりの駐車料金の額に相当する額（以下「1か月当たりの駐車料金相当額」という。）の合計額（その額が150,000円を超えるときは、150,000円）

- (4) 前項第3号に掲げる職員（次号及び第6

号に掲げる職員を除く。) 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、第1号及び第2号に定める額(1か月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額の合計額が80,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、80,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は第2号に定める額

(5) 前項第3号に掲げる職員のうち、自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員であつて、駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例とする職員 第1号及び第2号に定める額並びに1か月当たりの駐車料金相当額(1か月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額並びに1か月当たりの駐車料金相当額の合計額が80,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、80,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(6) 前項第3号に掲げる職員のうち、当該職員の住居と当該住居の最寄りの駅(人事委員会規則で定めるものをいう。以下この号において同じ。)との間(以下この号において「住居側区間」という。)又は勤務公署と当該勤務公署の最寄りの駅との間(以下この号において「勤務公署側区間」という。)の通勤が不便であるため自動車等を使用する職員(人事委員会規則で定める職員に限る。)であつて、当該通勤のために駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例と

号に掲げる職員を除く。) 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、第1号及び第2号に定める額(1か月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額の合計額が150,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は第2号に定める額

(5) 前項第3号に掲げる職員のうち、自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員であつて、駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例とする職員 第1号及び第2号に定める額並びに1か月当たりの駐車料金相当額(1か月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額並びに1か月当たりの駐車料金相当額の合計額が150,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(6) 前項第3号に掲げる職員のうち、当該職員の住居と当該住居の最寄りの駅(人事委員会規則で定めるものをいう。以下この号において同じ。)との間(以下この号において「住居側区間」という。)又は勤務公署と当該勤務公署の最寄りの駅との間(以下この号において「勤務公署側区間」という。)の通勤が不便であるため自動車等を使用する職員(人事委員会規則で定める職員に限る。)であつて、当該通勤のために駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例と

する職員 第4号に定める額及び次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額（次のいずれにも該当する場合は、次に定める額の合計額）の合計額

ア・イ （略）

- 3 第12条の6第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）に対する前項第2号から第6号までの規定の適用については、同項第2号中「加算した額（その額が80,000円を超えるときは、80,000円）」とあるのは「加算した額（その額が80,000円を超えるときは、80,000円）から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額」と、同項第3号中「前号」とあるのは「次項の規定により読み替えて適用される前号」と、同項第4号及び第5号中「第2号」とあるのは「次項の規定により読み替えて適用される第2号」とする。

4～6 （略）

（単身赴任手当）

第12条の5 （略）

2 （略）

- 3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を

する職員 第1号及び第2号に定める額並びに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額（次のいずれにも該当する場合は、次に定める額の合計額。以下この号において同じ。）（1か月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額並びに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額の合計額が150,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

ア・イ （略）

- 3 第12条の6第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）に対する前項第2号から第6号までの規定の適用については、同項第2号中「加算した額（その額が150,000円を超えるときは、150,000円）」とあるのは「加算した額（その額が150,000円を超えるときは、150,000円）から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額」と、同項第3号中「前号」とあるのは「次項の規定により読み替えて適用される前号」と、同項第4号から第6号までの規定中「第2号」とあるのは「次項の規定により読み替えて適用される第2号」とする。

4～6 （略）

（単身赴任手当）

第12条の5 （略）

2 （略）

- 3 新たに給料表の適用を受ける職員となつたことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居するこ

支給する。

4 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第19条の2 第9条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員(以下この条において「管理監督職員」という。)又は第5条の2の規定の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

ととなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第19条の2 第9条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員(以下この条において「管理監督職員」という。)又は第5条の2の規定の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員又は第5条の2の規定の適用を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を

- (1) 第1項に規定する場合 次に掲げる職員の区分に応じ、同項の勤務1回につき、それぞれ次に定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額）

ア・イ （略）

- (2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

4 （略）

（特定の職員についての適用除外）

第20条 第6条、第8条から第11条まで、第11条の4、第13条から第13条の5まで、第15条から第17条まで及び第19条の規定は、第5条の2の規定の適用を受ける職員には適用しない。

2 （略）

- 3 第6条、第10条、第11条、第11条の3、第11条の4、第13条の2から第13条の5まで及び第23条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

（寒冷地手当）

第23条 寒冷地手当は、人事委員会規則で定める日（以下この条において「基準日」という。）において、公署のうちその所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して人事委員会規則で定めるもの（以下この条において「寒冷

考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。

- (1) 第1項に規定する場合 次に掲げる職員の区分に応じ、同項の勤務1回につき、それぞれ次に定める額

ア・イ （略）

- (2) 前項に規定する場合 次に掲げる職員の区分に応じ、同項の勤務1回につき、それぞれ次に定める額

ア 管理監督職員 6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

イ 第5条の2の規定の適用を受ける職員

アの人事委員会規則で定める額のうち最高のものに100分の150を乗じて得た額

4 （略）

（特定の職員についての適用除外）

第20条 第6条、第8条から第10条まで、第11条の4、第13条から第13条の5まで、第15条から第17条まで及び第19条の規定は、第5条の2の規定の適用を受ける職員には適用しない。

2 （略）

- 3 第6条及び第10条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

（寒冷地手当）

第23条 寒冷地手当は、人事委員会規則で定める日（以下この条において「基準日」という。）において、公署のうちその所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して人事委員会規則で定めるもの（以下この条において「寒冷

公署」という。)に在勤する職員であつて人事委員会規則で定める地域に居住するもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)に対して支給する。基準日の翌日から人事委員会規則で定める日までの間に採用、異動等の事由により職員として寒冷公署に在勤することとなつた者であつて人事委員会規則で定める地域に居住するもの(この項の規定により寒冷地手当の支給を受けていた者及び人事委員会規則で定める者を除く。)についても、同様とする。

2～5 (略)

附 則

5 当分の間、別表第1から別表第3までの規定の適用については、これらの規定に掲げる給料月額及び基準給料月額は、いずれも、その額に100分の101.89を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、第5条の2の規定の適用を受ける職員については、この限りでない。

7 県内に在勤する職員(第11条の3の規定の適用を受ける職員(同条第2項の場合にあつては、第11条の2第2項第1号の1級地に係る地域又は公署に勤務することとなつた職員を含む。))を除く。)にあつては、当分の間、第11条の2第1項及び第2項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の3.7を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

14 附則第5項の規定にかかわらず、当分の間、60歳に達した職員に対する当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第16項において「特定日」という。)以後における別表第1から別表第3までの規定の適用については、これらの規定に掲げる給料月

公署」という。)に在勤する職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)に対して支給する。基準日の翌日から人事委員会規則で定める日までの間に採用、異動等の事由により職員として寒冷公署に在勤することとなつた者(この項の規定により寒冷地手当の支給を受けていた者及び人事委員会規則で定める者を除く。)についても、同様とする。

2～5 (略)

附 則

5 当分の間、別表第1から別表第3までの規定の適用については、これらの規定に掲げる給料月額及び基準給料月額は、いずれも、その額に100分の101.43を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、第5条の2の規定の適用を受ける職員については、この限りでない。

7 県内に在勤する職員(第11条の3の規定の適用を受ける職員(同条第2項の場合にあつては、第11条の2第2項第1号の1級地に係る地域又は公署に勤務することとなつた職員を含む。))を除く。)にあつては、当分の間、第11条の2第1項及び第2項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の4.15を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

14 附則第5項の規定にかかわらず、当分の間、60歳に達した職員に対する当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第16項において「特定日」という。)以後における別表第1から別表第3までの規定の適用については、これらの規定に掲げる給料月

額は、いずれも、その額に100分の101.89を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に100分の70を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

額は、いずれも、その額に100分の101.43を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に100分の70を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。
別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

大学教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	261,400	340,300	393,600	466,000
	2	263,600	341,900	395,300	474,200
	3	265,700	343,500	396,700	482,600
	4	267,600	345,000	398,000	490,800
	5	269,400	346,500	399,200	498,700
	6	270,900	348,100	400,200	506,200
	7	272,400	349,700	401,200	513,500
	8	273,900	351,300	402,200	520,500
	9	275,700	352,700	403,100	526,900
	10	277,700	354,700	404,200	532,300
	11	279,700	356,700	405,300	537,100
	12	281,700	358,700	406,400	541,500
	13	283,700	360,500	407,500	544,700
	14	285,900	362,100	408,600	547,600
	15	288,000	363,700	409,700	550,400
	16	290,100	365,300	410,800	552,800
	17	292,000	366,600	411,900	554,800
	18	294,700	368,100	413,000	
	19	297,400	369,500	414,100	
	20	300,000	370,800	415,300	
	21	302,600	372,100	416,300	
	22	305,000	373,300	417,400	
	23	307,400	374,500	418,500	
	24	309,600	375,600	419,700	
	25	311,800	376,700	420,600	
	26	313,800	378,100	421,700	
	27	315,800	379,400	422,800	
	28	317,800	380,700	423,800	
	29	319,800	382,000	424,800	
	30	321,700	383,300	425,900	
	31	323,600	384,600	427,000	
	32	325,500	385,900	428,100	
	33	327,300	387,200	429,100	
	34	329,200	388,400	430,300	
	35	331,100	389,600	431,500	

	36	333,000	390,700	432,700
	37	334,700	391,800	433,400
	38	335,900	393,000	434,300
	39	337,000	394,100	435,200
	40	338,100	395,200	436,000
	41	338,700	396,300	436,800
	42	339,100	397,500	437,700
	43	339,500	398,700	438,600
	44	339,900	399,800	439,400
	45	340,500	400,800	440,100
	46	341,000	401,800	441,000
	47	341,500	402,800	442,000
	48	341,900	403,700	442,900
	49	342,300	404,900	443,800
	50	342,700	406,300	444,700
	51	343,100	407,700	445,700
	52	343,500	409,100	446,600
	53	343,900	409,900	447,600
	54	344,300	410,900	448,600
	55	344,700	411,900	449,500
	56	345,100	413,000	450,500
	57	345,500	413,900	451,400
	58	345,900	414,700	452,300
	59	346,300	415,500	453,200
定年	60	346,700	416,200	454,200
前再	61	347,100	416,900	455,000
任用	62	347,500	417,800	455,400
短時	63	347,900	418,600	456,000
間勤	64	348,300	419,200	456,600
務職	65	348,700	419,800	457,300
員以	66	349,100	420,300	458,000
外の	67	349,500	420,700	458,300
職員	68	349,900	421,100	458,900
	69	350,300	421,400	459,300
	70	350,800	421,800	459,700
	71	351,200	422,100	460,100
	72	351,600	422,500	460,400
	73	351,900	422,800	460,700
	74	352,400	423,200	461,100
	75	352,800	423,600	461,500

76	353,200	424,000	461,800
77	353,600	424,300	462,100
78	354,100	424,600	462,500
79	354,600	425,000	462,800
80	355,100	425,300	463,100
81	355,600	425,600	463,400
82	356,300	426,000	
83	357,000	426,300	
84	357,700	426,600	
85	358,300	426,900	
86	358,900	427,200	
87	359,500	427,500	
88	360,100	427,800	
89	360,600	428,100	
90	361,000	428,400	
91	361,400	428,700	
92	361,800	429,000	
93	362,200	429,300	
94	362,600	429,600	
95	363,100	429,900	
96	363,500	430,200	
97	364,100	430,500	
98	364,600	430,800	
99	365,000	431,100	
100	365,500	431,400	
101	365,900	431,700	
102	366,400		
103	366,700		
104	367,100		
105	367,600		
106	368,000		
107	368,500		
108	369,000		
109	369,400		
110	369,900		
111	370,300		
112	370,700		
113	371,100		
114	371,500		
115	371,900		

	116	372,300			
	117	372,700			
	118	373,100			
	119	373,500			
	120	373,900			
	121	374,200			
	122	374,600			
	123	375,100			
	124	375,400			
	125	375,800			
	126	376,300			
	127	376,800			
	128	377,200			
	129 特	377,600			829,000
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		288,000	299,000	321,200	406,100

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教及び助手で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第2 (第5条関係)

高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	199,900	246,300	376,800	451,900
	2	202,200	247,800	378,300	453,700
	3	204,500	249,200	379,700	455,500
	4	206,700	250,600	381,100	457,300
	5	208,900	252,000	382,500	458,900
	6	211,200	253,200	384,000	460,600
	7	213,400	254,400	385,500	462,500
	8	215,600	255,600	386,900	464,200
	9	217,800	257,000	388,200	465,900
	10	220,000	258,200	389,700	467,500
	11	222,200	259,500	391,200	469,000
	12	224,400	260,800	392,700	470,500
	13	226,600	262,100	394,100	472,000
	14	228,700	264,000	395,600	473,300
	15	230,800	265,800	397,100	474,600
	16	232,900	267,600	398,600	475,900
	17	235,000	269,300	400,000	477,100
	18	236,800	271,500	401,600	477,800
	19	238,500	273,700	403,200	478,500
	20	240,200	275,900	404,700	479,200
	21	241,900	278,100	405,900	479,800
	22	243,200	280,300	407,300	480,500
	23	244,500	282,500	408,700	481,200
	24	245,800	284,600	410,000	481,900
	25	247,000	286,600	411,600	482,500
	26	248,200	288,500	413,000	483,200
	27	249,400	290,400	414,300	483,900
	28	250,600	292,200	415,700	484,600
	29	251,700	294,000	417,100	485,200
	30	252,900	295,900	418,400	485,900
	31	254,100	297,700	419,900	486,600
	32	255,300	299,400	421,400	487,300
	33	256,400	301,100	423,000	487,900
	34	257,700	302,900	424,400	488,600
	35	259,000	304,600	426,000	489,300

36	260,300	306,200	427,500	490,000
37	261,700	307,800	429,200	490,600
38	263,100	309,500	430,700	
39	264,400	311,300	432,300	
40	265,700	313,000	433,900	
41	267,000	314,300	435,400	
42	268,000	316,200	436,900	
43	269,000	318,000	438,100	
44	269,900	319,700	439,300	
45	270,600	321,400	440,500	
46	271,400	323,300	441,800	
47	272,200	325,000	443,000	
48	273,000	326,700	444,200	
49	273,800	328,400	445,300	
50	274,600	330,200	446,500	
51	275,300	332,000	447,700	
52	276,100	333,700	448,900	
53	276,900	335,400	450,100	
54	277,700	336,700	451,300	
55	278,500	338,000	452,500	
56	279,300	339,300	453,700	
57	280,000	340,800	454,800	
58	280,600	342,400	455,400	
59	281,400	343,900	455,900	
60	282,300	345,500	456,400	
61	283,100	347,000	456,900	
62	283,700	348,600	457,500	
63	284,500	350,200	458,000	
64	285,200	351,700	458,500	
65	286,200	353,200	459,000	
66	287,000	354,800	459,600	
67	287,800	356,400	460,100	
68	288,500	357,900	460,600	
69	289,200	359,400	461,100	
70	290,000	361,000		
71	290,800	362,600		
72	291,500	364,100		
73	292,200	365,600		
74	292,900	367,200		
75	293,600	368,800		

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	76	294,200	370,300
	77	294,800	371,800
	78	295,500	373,200
	79	296,200	374,600
	80	296,800	375,900
	81	297,400	377,200
	82	298,100	378,600
	83	298,800	380,000
	84	299,500	381,300
	85	300,200	382,400
	86	301,000	383,800
	87	301,700	385,100
	88	302,400	386,400
	89	303,100	387,600
	90	304,000	388,900
	91	304,800	390,000
	92	305,600	391,200
	93	306,100	392,400
	94	306,900	393,500
	95	307,700	394,700
	96	308,500	395,900
	97	309,200	397,300
	98	310,000	398,300
	99	310,800	399,300
	100	311,500	400,300
101	312,300	401,200	
102	313,200	402,200	
103	314,100	403,300	
104	314,900	404,400	
105	315,500	405,100	
106	316,300	406,000	
107	317,100	406,900	
108	317,900	407,800	
109	318,600	408,600	
110	319,000	409,400	
111	319,400	410,200	
112	319,900	411,000	
113	320,400	411,600	
114	320,800	412,300	
115	321,300	413,000	

116	321,700	413,700
117	322,200	414,300
118	322,700	414,800
119	323,100	415,200
120	323,600	415,500
121	324,100	415,800
122	324,500	416,100
123	325,000	416,400
124	325,500	416,600
125	326,100	416,800
126	326,400	417,100
127	326,700	417,400
128	327,000	417,600
129	327,200	417,800
130	327,500	418,100
131	327,800	418,400
132	328,000	418,600
133	328,200	418,800
134	328,400	419,100
135	328,600	419,400
136	328,900	419,600
137	329,200	419,800
138	329,400	420,100
139	329,700	420,400
140	330,000	420,600
141	330,200	420,800
142	330,400	421,100
143	330,700	421,400
144	330,900	421,600
145	331,200	421,800
146	331,400	422,100
147	331,700	422,400
148	332,000	422,600
149	332,200	422,800
150	332,400	
151	332,700	
152	333,000	
153	333,200	
154	333,400	
155	333,700	

	156	334,000			
	157	334,200			
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		238,500	279,100	336,600	421,900

備考

- 1 この表は、次に掲げる職員に適用する。
 - (1) 高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舍指導員並びに教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）の指導主事、社会教育主事その他の職員で人事委員会規則で定めるもの
 - (2) 併設型中学校に勤務する教頭、教諭、助教諭及び講師のうち当該中学校に係る併設型高等学校の教科を担当する職員で人事委員会規則で定めるもの
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3 (第5条関係)

中学校小学校教育職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	199,900	220,700	319,700	348,700	435,700
	2	202,200	223,100	321,500	350,200	437,000
	3	204,500	225,500	323,300	351,700	438,200
	4	206,700	227,900	325,000	353,200	439,500
	5	208,900	230,300	326,600	354,600	440,600
	6	211,200	232,700	328,500	356,000	441,700
	7	213,400	235,100	330,400	357,400	442,900
	8	215,600	237,500	332,300	358,800	444,100
	9	217,800	239,900	334,100	360,200	445,400
	10	220,000	241,500	336,100	361,500	446,600
	11	222,200	243,100	337,900	362,800	447,600
	12	224,400	244,700	339,700	364,100	448,700
	13	226,600	246,300	341,400	365,300	449,900
	14	228,700	247,800	343,100	366,600	450,700
	15	230,800	249,200	344,700	367,800	451,500
	16	232,900	250,600	346,300	369,000	452,400
	17	235,000	252,000	347,900	370,200	453,300
	18	236,800	253,200	349,200	371,400	453,800
	19	238,500	254,400	350,400	372,600	454,300
	20	240,200	255,600	351,600	373,700	454,800
	21	241,900	257,000	352,900	374,800	455,300
	22	243,200	258,200	354,300	376,000	455,800
	23	244,500	259,500	355,700	377,200	456,300
	24	245,800	260,800	357,000	378,300	456,800
	25	247,000	262,100	358,300	379,400	457,300
	26	248,100	264,000	359,700	380,600	457,800
	27	249,200	265,800	361,100	381,800	458,300
	28	250,300	267,600	362,400	382,900	458,800
	29	251,500	269,300	363,700	384,000	459,300
	30	252,800	271,500	365,100	385,200	459,800
	31	254,000	273,700	366,400	386,400	460,300
	32	255,200	275,900	367,700	387,500	460,800
	33	256,300	278,100	369,000	388,600	461,300
	34	257,500	280,300	370,200	389,800	461,800
	35	258,700	282,500	371,400	391,000	462,300

36	259,900	284,600	372,600	392,200	462,800
37	261,100	286,600	373,800	393,400	463,300
38	262,300	288,500	375,000	394,700	
39	263,500	290,400	376,200	395,900	
40	264,700	292,200	377,400	397,100	
41	265,900	294,000	378,500	398,300	
42	267,000	295,900	379,700	399,600	
43	268,100	297,700	380,900	400,600	
44	269,200	299,400	382,100	401,700	
45	270,200	301,100	383,200	402,900	
46	271,000	302,900	384,500	404,100	
47	271,800	304,600	385,800	405,300	
48	272,600	306,200	387,000	406,500	
49	273,300	307,800	387,900	407,600	
50	274,100	309,500	389,100	408,600	
51	274,800	311,300	390,100	409,900	
52	275,500	313,000	391,200	411,100	
53	276,300	314,300	392,000	412,300	
54	277,100	316,200	393,100	413,400	
55	277,900	318,000	394,100	414,500	
56	278,600	319,700	395,100	415,600	
57	279,300	321,400	396,200	416,600	
58	280,100	323,300	397,200	417,800	
59	280,900	325,000	398,300	419,000	
60	281,600	326,700	399,400	420,200	
61	282,200	328,400	400,400	420,800	
62	282,900	330,200	401,500	421,600	
63	283,600	332,000	402,600	422,300	
64	284,200	333,700	403,600	422,800	
65	284,900	335,400	404,500	423,100	
66	285,600	336,700	405,400	423,400	
67	286,300	338,000	406,400	423,800	
68	287,000	339,300	407,400	424,200	
69	287,700	340,800	408,200	424,500	
70	288,500	342,300	409,000	424,900	
71	289,200	343,800	409,700	425,200	
72	289,900	345,300	410,500	425,500	
73	290,400	346,700	411,200	425,800	
74	291,100	348,200	411,800	426,200	
75	291,800	349,700	412,500	426,500	

	76	292,400	351,200	413,200	426,800
	77	293,000	352,600	413,800	427,100
	78	293,700	354,100	414,500	427,400
	79	294,300	355,600	415,000	427,700
	80	294,900	357,100	415,600	427,900
	81	295,500	358,500	416,000	428,100
	82	296,100	359,800	416,400	428,400
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	83	296,700	361,100	416,700	428,700
	84	297,300	362,300	417,000	428,900
	85	297,800	363,500	417,200	429,100
	86	298,300	364,700	417,500	429,400
	87	298,800	365,900	417,800	429,700
	88	299,300	367,000	418,000	429,900
	89	299,700	368,100	418,200	430,100
	90	300,300	369,200	418,500	430,400
	91	300,800	370,300	418,800	430,700
	92	301,300	371,400	419,000	430,900
	93	301,600	372,500	419,200	431,100
	94	302,100	373,700	419,500	
	95	302,600	374,800	419,800	
	96	303,000	375,900	420,000	
	97	303,400	376,900	420,200	
98	303,900	377,900			
99	304,400	378,800			
100	304,800	379,700			
101	305,200	380,500			
102	305,600	381,500			
103	306,000	382,400			
104	306,300	383,300			
105	306,500	384,100			
106	306,800	385,000			
107	307,100	385,900			
108	307,300	386,800			
109	307,500	387,600			
110	307,700	388,600			
111	308,000	389,500			
112	308,300	390,400			
113	308,500	391,000			
114	308,700	391,900			
115	308,900	392,800			

116	309,200	393,700	
117	309,500	394,500	
118	309,700	395,200	
119	310,000	396,000	
120	310,300	396,800	
121	310,500	397,400	
122	310,700	398,100	
123	310,900	398,800	
124	311,200	399,400	
125	311,500	400,000	
126		400,700	
127		401,200	
128		401,800	
129		402,400	
130		403,000	
131		403,500	
132		404,000	
133		404,300	
134		404,600	
135		404,900	
136		405,200	
137		405,500	
138		405,800	
139		406,100	
140		406,400	
141		406,700	
142		407,000	
143		407,300	
144		407,600	
145		407,800	
146		408,100	
147		408,400	
148		408,600	
149		408,800	
150		409,100	
151		409,400	
152		409,600	
153		409,800	
154		410,100	
155		410,400	

	156		410,600			
	157		410,800			
	158		411,100			
	159		411,400			
	160		411,600			
	161		411,800			
	162		412,100			
	163		412,400			
	164		412,600			
	165		412,800			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		229,700	276,000	303,400	330,000	411,900

備考

- この表は、小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第11項の規定は、公布の日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において静岡県教職員の給与に関する条例（以下「教職員給与条例」という。）別表第1から別表第3までの給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの施行日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(施行日前の異動者の号給の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にする異動をした職員及び人事委員会の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が施行日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 施行日から令和8年3月31日までの間における改正後の教職員給与条例第10条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、職務の級が行政職給料表の8級以上に相当するものとして人事委員会規則で定める

職員に対しては」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは
「(5) 重度心身障害者
(6) 配偶者（届出をしないが事

と、同条第3項中「14,000円」とあるのは「13,000円」
実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

- 5 施行日から令和10年3月31日までの間における地域手当の月額、改正後の教職員給与条例第11条の2第2項及び第3項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、人事委員会規則で定める。

(施行日前に異動等のあった職員等の地域手当に関する経過措置)

- 6 施行日の前日までに改正前の教職員給与条例第11条の3第1項に規定する異動等のあった職員又は同日までに同条第2項の規定により同条第1項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められた職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（附則第9項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年静岡県条例第39号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（附則第9項において「暫定再任用職員」という。）を除く。）については、改正後の教職員給与条例第11条の3第1項中「割合をいう」とあるのは「割合又は静岡県教職員の給与に関する

条例の一部を改正する条例（令和7年静岡県条例第10号。以下この条において「令和7年改正条例」という。）附則第5項の人事委員会規則で定める割合をいう」と、「割合をいい」とあるのは「割合又は令和7年改正条例附則第5項の人事委員会規則で定める割合をいい」と、「同条の」とあるのは「同条又は令和7年改正条例附則第5項の」と、「変更」とあるのは「変更又は令和7年改正条例附則第5項の人事委員会規則で定める級地の区分、同項の人事委員会規則で定める割合若しくは同項後段の人事委員会規則で定める級地の変更」と、同条第2項中「若しくは」とあるのは「又は」と、「となつた者又は前項に規定する異動等に準ずるものとして人事委員会規則で定めるものがあつた者が」とあるのは「となり」として、同条の規定を適用する。

- 7 施行日から令和10年3月31日までの間に改正後の教職員給与条例第11条の3第1項に規定する異動等のあつた職員又は当該期間に同条第2項の規定により同条第1項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められた職員については、同項中「割合をいう」とあるのは「割合又は静岡県教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和7年静岡県条例第10号。以下この条において「令和7年改正条例」という。）附則第5項の人事委員会規則で定める割合をいう」と、「割合をいい」とあるのは「割合又は令和7年改正条例附則第5項の人事委員会規則で定める割合をいい」と、「同条の」とあるのは「同条又は令和7年改正条例附則第5項の」と、「変更」とあるのは「変更又は令和7年改正条例附則第5項の人事委員会規則で定める級地の区分、同項の人事委員会規則で定める割合若しくは同項後段の人事委員会規則で定める級地の変更」と、同条第2項中「1級地」とあるのは「1級地又は令和7年改正条例附則第5項の人事委員会規則で定める級地の区分のうち支給割合の最も高い級地の区分」として、同条の規定を適用する。

（単身赴任手当に関する経過措置）

- 8 改正後の教職員給与条例第12条の5第3項の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となつた者にも適用する。

（再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

- 9 施行日以後に新たに定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（以下この項及び次項において「再任用職員」という。）に対して適用されることとなる教職員給与条例第13条の3の規定は、施行日以後に同条第1項に規定する異動をした再任用職員又は施行日以後に同項に規定する公署の移転があつた再任用職員について適用する。

（再任用職員へのへき地手当に準ずる手当に関する経過措置）

- 10 施行日以後に新たに再任用職員に対して適用されることとなる教職員給与条例第13条の5の規定は、施行日以後に同条第1項に規定する異動をした再任用職員又は施行日以後に同項に規定する学校等の移転があつた再任用職員について適用する。

（その他の経過措置の人事委員会規則への委任）

- 11 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会規則で定める。

附則別表 号給の切替表（附則第2項関係）

ア 大学教育職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	2
26	14	10	2
27	15	11	2
28	16	12	2
29	17	13	3
30	18	14	3
31	19	15	3

32	20	16	3
33	21	17	4
34	22	18	4
35	23	19	4
36	24	20	4
37	25	21	5
38	26	22	5
39	27	23	5
40	28	24	5
41	29	25	6
42	30	26	6
43	31	27	6
44	32	28	6
45	33	29	7
46	34	30	7
47	35	31	7
48	36	32	7
49	37	33	8
50	38	34	8
51	39	35	8
52	40	36	8
53	41	37	9
54	42	38	9
55	43	39	9
56	44	40	9
57	45	41	10
58	46	42	10
59	47	43	10
60	48	44	10
61	49	45	11
62	50	46	11
63	51	47	11
64	52	48	11
65	53	49	11
66	54	50	12

67	55	51	12
68	56	52	12
69	57	53	12
70	58	54	12
71	59	55	13
72	60	56	13
73	61	57	13
74	62	58	13
75	63	59	13
76	64	60	14
77	65	61	14
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78	74	
91	79	75	
92	80	76	
93	81	77	
94	82	78	
95	83	79	
96	84	80	
97	85	81	
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		

102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		

イ 高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級	
	3級	4級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	2	2
19	3	3
20	4	4

21	5	5
22	6	6
23	7	7
24	8	8
25	9	9
26	10	10
27	11	11
28	12	12
29	13	13
30	14	14
31	15	15
32	16	16
33	17	17
34	18	18
35	19	19
36	20	20
37	21	21
38	22	22
39	23	23
40	24	24
41	25	25
42	26	26
43	27	27
44	28	28
45	29	29
46	30	30
47	31	31
48	32	32
49	33	33
50	34	34
51	35	35
52	36	36
53	37	37
54	38	
55	39	

56	40	
57	41	
58	42	
59	43	
60	44	
61	45	
62	46	
63	47	
64	48	
65	49	
66	50	
67	51	
68	52	
69	53	
70	54	
71	55	
72	56	
73	57	
74	58	
75	59	
76	60	
77	61	
78	62	
79	63	
80	64	
81	65	
82	66	
83	67	
84	68	
85	69	

ウ 中学校小学校教育職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級		
	特2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1

3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21

38	26	26	22
39	27	27	23
40	28	28	24
41	29	29	25
42	30	30	26
43	31	31	27
44	32	32	28
45	33	33	29
46	34	34	30
47	35	35	31
48	36	36	32
49	37	37	33
50	38	38	34
51	39	39	35
52	40	40	36
53	41	41	37
54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	

73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82	82	
95	83	83	
96	84	84	
97	85	85	
98	86	86	
99	87	87	
100	88	88	
101	89	89	
102	90	90	
103	91	91	
104	92	92	
105	93	93	
106	94		
107	95		

108	96		
109	97		